

事業者各位

枚方市総務部契約検査課長

令和7年度入札・契約制度の改正について

本市では、これまでも、入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行っています。

令和7年度においては、入札不調・中止の発生抑制に向けた取組並びに担い手の確保及び適正な競争の確保に向けた取組を内容とする制度改正を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1. 改正内容

(1) 入札不調・中止の発生抑制に向けた取組について

① 建設コンサルタント等業務の制限付き一般競争入札における入札参加件数制限の撤廃

現在、建設コンサルタント等業務の制限付き一般競争入札において、入札不調・中止となる案件が増加し、当初の予定どおりに事業を進められなくなることが増加してきているため、次のとおり見直します。

	見直し後	現行			
建設コンサルタント等業務の入札参加件数	制限なし	同一公告日の業種ごとの発注数	市内業者	準市内業者	市外業者
		0～4件	制限なし	2件	1件
		5～9件	制限なし	3件	2件
		10件～	制限なし	4件	3件

② 委託業務の制限付き一般競争入札の対象の拡大

入札参加者の増加を図り、入札における更なる競争性の確保及び向上を図るため、これまで指名競争入札の対象としていた案件を、制限付き一般競争入札の対象とします。

ただし、市内業者の受注機会の拡大を図る観点から、これまで市内・準市内業者を対象として発注している一部の案件は、現行どおり指名競争入札の対象とします。

	見直し後	現行
委託（全般）の制限付き一般競争入札対象案件	・市外業者までを対象とする予定価格 <u>50 万円超</u> の案件 ・市内・準市内業者を対象とする予定価格 500 万円以上の案件	・市外業者までを対象とする予定価格 <u>350 万円以上</u> の案件 ・市内・準市内業者を対象とする予定価格 500 万円以上の案件

(2) 担い手の確保及び適正な競争の確保に向けた取組について

① 同時受注防止方式の拡充

令和 6 年度から、くじ案件同時受注防止方式及び希望型同時受注防止方式を導入したところですが、市内業者の更なる受注機会の確保を図るため、同時受注防止方式（いわゆる取抜け制度）を拡充します。

	見直し後	現行
発注案件（市外業者までを対象とする案件・参加者数が少なく当該方式を採用することにより契約を締結することができなくなると見込まれる案件を除く。）	【 <u>同一開札日同時受注防止方式</u> 】 1 案件の落札（くじ引きによる場合を含む。）をした者（A）が、同日の以後の同業種の案件を落札することとなる場合において、当該案件につき、 <u>予定価格と最低制限価格の範囲内（くじ引きの場合は、くじ順位）の 2 位の者が A の入札金額で契約する意思があるときは、A と契約しない。なお、当該 2 位の者が A の入札金額で契約する意思がないときは、A と契約する。</u>	【 <u>くじ案件同時受注防止方式</u> 】 <u>くじ引きで 1 案件を落札した者は、同日の以後の同業種のくじ引き案件においては、落札者とししない。</u>

② 労務者賃金の原資を確保する金額による入札に向けた取組

国を挙げて労働者の処遇改善に向けた取組が推進されている一方で、地方公共団体における契約は、適正な価格競争を確保することも求められています。

そこで、案件ごとに労働条件の悪化を防止するために最低限必要な価格を設定し、入札金額がその価格を下回った場合は低入札価格調査をした上で、事業者が持続的に労働者の賃金を引き上げるための原資を確保できる入札金額であることを確認した場合は落札者とする制度を、委託の案件の一部において試行します。

	見直し後（試行）	現行
積算に公共工事設計労務単価を用いていることを示した上で、最低制限価格を設定している委託の案件のうち、除草、樹木管理等	入札金額が、 <u>公共工事設計労務単価を用いて積算した労務費が確保されていることが確認できれば、落札者とする。</u>	入札金額が、 <u>予定価格と最低制限価格（予定価格の 60%）の範囲内であれば、落札者とする。</u>

③ 低入札価格調査制度の対象拡大

低入札価格調査制度対象型による発注を、予定価格 1 千万円以上 1 億 5 千万円未満の舗装工事及び造園工事の案件の一部において試行します。

なお、低入札価格調査に当たって提出を求める資料について整理を行い、調査の負担軽減を図ります。また、低入札価格調査による落札候補者取消判断基準の見直しを行います。

	見直し後（試行）	現行
低入札価格調査制度の対象案件（工事）	予定価格（税込）1 億 5 千万円（土木一式工事及び管工事は 1 億円、 <u>舗装工事及び造園工事の一部は 1 千万円</u> ）以上の案件 【低入札価格調査による落札候補者取消判断基準】 ・労務単価が <u>公共工事設計労務単価</u> を下回っている場合	予定価格（税込）1 億 5 千万円（土木一式工事及び管工事は 1 億円）以上の案件 【低入札価格調査による落札候補者取消判断基準】 ・労務単価が <u>法定最低賃金</u> を下回っている場合

2. 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日以後に発注公告又は指名をする案件から実施します。